

太陽光発電設備

土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、太陽光発電設備の架台下に一定の空間があったとしても建築物に該当しないものとして取り扱う。

※「メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない」ことが外形的に判断できる場合は下記等が考えられる。

- ①太陽光発電設備の最高の内法高さが1.4メートル以下
- ②太陽光発電設備の周囲に囲いが設置される等の立ち入り禁止措置が講じられている

関連告示	
参 考	平成23年3月25日国住指第4936号